

静岡市発達障害者支援事業実績と今後の取組み計画について

1 平成 21 年度実績について

- 相談支援件数は、前年度とほぼ同程度となりました。地域の関係機関における 1 次相談体制が構築されてきており、センターで直接、対応しなければならない相談案件数が抑えられていると考えられます。
 - 地域の関係機関で発達障害のある人を支えるための仕組みの充実・強化が、引き続き重要となってきています。
- 相談者（相談経路）は、圧倒的に本人・保護者となっていますが、これは関係機関が保護者等へセンターを紹介し、当事者自らが相談に出向くケースが多いことを示していると考えられます。
 - 地域の連携体制を整備していく上では、「関係機関職員がセンターへ直接、相談し、専門的な助言を得た上で、その内容で当事者を支援する」といった役割分担が必要だと考えられます。（単に、「センターを紹介するだけ」の支援からの脱却が必要です。）
- 発達支援件数は、前年度比で約 2 倍となりました。センターにおける支援の定着化が進んでいるといえますが、件数の増大によるセンター機能のひっ迫化が懸念されます。
 - 今後はセンターによる直接支援だけではなく、地域の関係機関における支援が推進されるよう、支援のマニュアル化（標準化）やセンター職員による指導助言体制強化が必要となってきております。
- 就労支援件数は、着実に伸びてきております。現在は、主にハローワーク及び障害者職業センターと連携して支援を実施しておりますが、その他の支援方法については確立できておりません。
 - 「就労支援」の再定義化と、各就労支援機関との役割分担の明確化を図り、効果的な支援実施方法を考える必要があります。
- 研修につきましては、今までの主催研修の一部を、関係機関との共催研修に切り替え、より効果的に実施しましたほか、上級者向けの高度な研修などを実施しました。一方、研修参加者の固定化がやや進んできており、改善が必要なほか、研修の効果をまだ十分に把握できておりません。
 - 参加者の多様化を図る必要性や、それに対応した専門別の研修実施が必要となってきています。また、研修後のフォローアップの実施や効果測定（受講者の現場における実践内容把握）が必要となってきています。

（詳細につきましては、「参考 1 平成 21 年度静岡市発達障害者支援センター事業実施状況」及び「参考 2 平成 21 年度静岡市発達障害者支援体制整備事業実績について」を参照）

2 平成22年度の取組み計画

(1) 情報共有・引継ぎ手段としての「相談支援ファイル」の試行活用

平成21年度より整備を進めてきました「相談支援ファイル」につきまして、今年度は本委員会で活用方法（配布方法等）の検討を行った後、関係機関での試行活用を実施することとします。

なお、試行活用中は、乳幼児・就労の各部会にて活用状況の確認を行いますとともに、委員会へ定期的に報告を行うこととします。また、試行活用の結果を踏まえて、適宜、見直し等を行うこととします。

(実施内容)

- ・ 相談支援ファイルの試行活用に向けた関係機関との調整
- ・ 相談支援ファイル配架前の説明会の開催
- ・ 相談支援ファイル活用の研修会の実施
- ・ 乳幼児・就労部会での活用状況の確認・分析・見直し等
- ・ 委員会への活用結果への報告

(2) 発達障害者家族支援・支援体制サポート強化事業

発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うためのネットワーク及び体制の整備において、発達障害者支援センターを中心とした全市レベルでの支援だけではなく、地域レベル・家族レベルにおける支援が重要であり、関係機関（1次相談機関）での支援体制や家族支援体制の強化が求められています。

このため、今年度から発達障害者家族支援・支援体制サポート強化事業として、新たに家族支援を行うペアレントメンター・地域サポーターの養成研修を実施するとともに、支援サポートコーチを設置し、関係機関における巡回指導等を実施することにより、発達障害のある人に対する支援体制の一層の強化を図ります。

(実施内容)

① ペアレントメンター・地域サポーター養成研修の実施

発達障害のある人・子どもの家族同士が連携し、地域レベルでの支援体制を構築していくため、本人及び家族への指導者としてのペアレントメンター・地域サポーター養成研修を実施します。

<開催概要>

年間合計24時間の研修

基礎・応用・演習・フォローアップの別に系統的に実施

<受講対象>

発達障害のある子どもの子育て経験を有する保護者及び地域の関係機関（1次相談機関）において発達障害支援に携わる職員の計100名

② 支援サポートコーチの設置

地域の関係機関での支援を強化するため、支援サポートコーチを設置し、巡回指導を実施し、必要な相談・助言を行うことで地域における支援体制の充実を図ります。

<設置概要>

社会福祉士1名を、発達障害者支援センター内に設置（センター本体業務とは別枠の専任かつ常勤職員）

<業務内容>

- ・ 関係機関職員への発達障害のある子ども・人に対する支援技術の指導
- ・ 関係機関職員への具体的な支援事例に対する専門的な助言
- ・ 関係機関における個別支援計画作成の援助
- ・ 関係機関とセンターとの連絡調整
- ・ 地域の発達障害のある子ども・人の情報収集
- ・ 関係機関で使える分かりやすい普及啓発冊子の作成

<対象施設>

- ・ 静岡市内の発達障害のある人・子どもへの支援に携わっている医療、保健、福祉及び就労の各機関並びに静岡市各区役所（福祉事務所）及び保健所等
- ・ 必要に応じて、教育委員会の学校巡回指導員や特別支援教育コーディネーターとの連携

(3) 発達障害者支援の実態調査

発達障害のある人・子どもへの支援について、「どの程度」の支援を必要としているかといった統一的な判断基準や支援メニューの確立、個別支援計画作成等の支援のマニュアル化を図る目的に、各区役所及び各区の関係機関における支援の実態を、発達障害者支援センターと協働して調査し、課題把握と改善を図ることで、支援体制の向上を図ります。

(実施内容)

- ・ 委員会における調査内容・方法の検討
- ・ 市とセンターで協働して、調査の実施・分析
- ・ 委員会への調査結果の報告と検証の実施